

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号

株式会社 **ツガミ**
取締役 西 嶋 尚 生
社長執行役員

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月18日(木曜日)午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月19日(金曜日)午前10時
2. 場 所 新潟県長岡市東蔵王1丁目1番1号 当社長岡工場会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会 議 の 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第106期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第106期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 取締役 7 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件
- 第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件
- 第 5 号議案 会計監査人選任の件
- 第 6 号議案 当社取締役および監査役に対する株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容改定の件
- 第 7 号議案 当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、特に有利な条件により株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
- 第 8 号議案 当社取締役、監査役、使用人および当社子会社の取締役に対して、特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tsugami.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、前半は原油価格などの高騰により原材料価格が上昇し、後半は金融危機の深刻化による世界同時不況の波に巻き込まれた結果、輸出の失速を契機として設備投資が減少し、個人消費も不振に陥るなど極めて厳しい状況で推移いたしました。加えて急激な円高も影響し、百年に一度と言われる未曾有の経済危機の状況に陥りました。

工作機械業界の動向ですが、業界全体の受注実績を見ますと、年の中盤までは内需の減少を外需が補う展開でしたが、景気が急減速した10月以降は外需も全地域にわたり急落しました。特に、今年に入り、1月から3月の受注は3ヶ月連続で前年同期比8割を超える減少となりました。業種的にも当社の主要対象マーケットであるHDDをはじめとするIT分野、自動車など全部門で厳しい状況にあります。

このような状況の下で、当社グループは長年培った精密加工のノウハウをもとに、環境・省エネ対策が求められる自動車関連、更に高精度化するIT関連およびその他の業界のニーズに応える精密加工機械を引き続き提供するとともに、各種新製品を市場に提供してまいりました。

当社グループは、昨年後半より米国金融危機に端を発した急激な環境悪化に伴い業績面で大きな打撃を受けておりますが、グループ全体で生産拠点の再編・効率化を図り、経費の削減も進め、受注減少に伴う業績面への影響を最小限に止めるよう努めてまいりました。また、円高対応や価格競争力強化のため、中国工場への生産シフト等の対策を講ずるとともに、受注環境の好転時に備え、新製品開発のピッチを上げる等将来への布石も打ってまいりました。

売上高は、景気の想定外の落ち込みの結果、当社主力顧客であります自動車部品関連およびIT業界向けが減少したため、前年同期比20.4%減の22,687百万円となりました。

国内は、前年同期比27.3%減の10,776百万円、輸出額は前年同期比12.9%減の11,911百万円となりました。なお、輸出比率は前年同期の48.0%から52.5%となりました。

工作機械事業の売上高は、前年同期比18.7%減の21,987百万円となりました。

機種別の売上高につきましては、主力の自動旋盤は国内自動車部品関連の減少に加えHDD業界向けの落ち込みが大きかった結果、前年同期比18.9%減の14,324百万円となりました。研削盤の売上高も国内自動車部品関連などの減少で前年同期比20.0%減の3,231百万円となりました。マシニングセンタの売上高は前年同期比30.2%減の1,905百万円となりました。転造盤他の売上高は前年同期比3.9%減の2,525百万円となりました。また、専用機その他の事業の売上高は51.3%減の700百万円となりました。

以上の結果、当期の損益につきましては、営業利益が前年同期比70.9%減の810百万円、経常利益が前年同期比77.3%減の626百万円となりました。当期純損益は、米国金融危機に伴う世界同時株安の影響を受け、業務提携先のスイス・トルノス社の株式評価損887百万円および国内取引先の株式評価損276百万円の合計1,163百万円、および減損損失99百万円等を計上いたしました結果、873百万円の損失となりました。

② 設備投資の状況

当年度中に取得した主要設備は次のとおりであります。

工作機械事業	当社長岡工場	工作機械製造設備の増設
工作機械事業	当社信州工場	工作機械製造設備の増設
工作機械事業	津上精密机床(浙江)有限公司	工作機械製造設備の増設

上記等の投資総額は798百万円で、自己資金および社債発行による資金を充当いたしました。

③ 資金調達の状況

当年度中は、社債を15億円発行しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第103期 平成17年度	第104期 平成18年度	第105期 平成19年度	第106期 平成20年度 (当連結会計年度)
売 上 高	34,006	36,557	28,495	22,687
経 常 利 益	5,363	5,535	2,756	626
当 期 純 利 益 (△は純損失)	5,530	3,447	1,629	△873
1株当たり当期純利益 (△は純損失)	71.38円	46.36円	23.03円	△12.88円
総 資 産	36,827	35,943	32,732	25,703
純 資 産	23,272	23,450	21,916	19,718

(注) 第104期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
㈱ツガミマシナリー	60百万円	100.0%	工作機械の部品の販売および据付修理
㈱ツガミ総合サービス	42	100.0	工場構内における建物ならびに設備の点検、保守、損保代理業務
㈱ツガミプレジジョン	10	100.0	測定器および原器の製造
津上精密机床(浙江)有限公司	51百万人民币元	100.0	工作機械の製造販売

(注) 平成21年1月1日付で㈱ツガミは㈱ツガミシマモトを吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

(中長期的課題)

当社グループは、中長期的経営戦略として、以下の重点課題に対し積極的に取り組んでまいります。

①成長分野を狙った新製品の投入

今後、成長が期待される分野、例えば環境・省エネ対応が求められる自動車向け部品、更に高度化するHDD・デジカメ等IT分野および通信分野・医療分野における高精度の小型部品加工を狙い、お客様の要請に十分応えられる新製品の開発に全力で取り組んでまいります。

②成長地域を狙った事業戦略

中長期的には設備投資意欲が旺盛な中国・東南アジア・インド等の市場への生産・販売・アフターサービス体制の更なる拡充等積極的な展開強化を図ってまいります。

更に、当社製品があまり浸透していない欧州に対しては、ドイツ現法および新規提携しました代理店を通じ、積極的に販売促進を行ってまいります。

また、スイスのトルノス社と工作機械の製造・販売事業において業務提携効果を早期にあげるよう努めてまいります。

③経営の効率化と顧客満足度の向上

企業グループとしての総合力を高めるため、関係会社も含め営業・生産・管理体制の一体化と高効率経営を図ってまいります。

また、引き続きお客様のニーズに合致した新製品の提供とサービスの充実に努め、常に顧客満足度の向上を目指し、お客様に信頼される経営に全力で取り組んでまいります。

以上のような活動と同時に環境保全やコンプライアンスなど、CSR活動にも積極的に取り組み、株主やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に信頼される企業として、最大限の経営努力をしてまいります。

(当面の課題)

昨年後半より、米国金融危機に端を発した急激な環境悪化に伴い、当社は業績面で大きな打撃を受けておりますが、グループ全体で生産拠点の再編・効率化を図り、経費の削減を進め、受注減少による業績面への影響を最小限に止めるよう努めております。更に、円高対応や価格競争力強化のため、中国工場への生産シフト等の対策を講じております。また、受注状況の好転時に備え、新製品開発強化に努め、将来の発展の礎を築くよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

精密工作機械、精密工具の製造および販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
営 業 所	東京、大宮、諏訪、名古屋、大阪 ソウル
長 岡 工 場	新 潟 県 長 岡 市
信 州 工 場	長 野 県 佐 久 市
高 見 工 場	新 潟 県 長 岡 市
新 潟 工 場	新 潟 県 新 潟 市

② 子会社

名 称	所 在 地
㈱ツガミマシナリー	神 奈 川 県 川 崎 市
㈱ツガミ総合サービス	新 潟 県 長 岡 市
㈱ツガミプレジジョン	東 京 都 中 央 区
津上精密机床(浙江) 有 限 公 司	中 国 浙 江 省

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
580 (404) 名	11名減 (60名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
523 (190) 名	111名増 (54名減)	44.0歳	18.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	0百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	100
株式会社北越銀行	100
株式会社第四銀行	100
株式会社八十二銀行	100
三菱UFJ信託銀行株式会社	100

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは今後とも、時代の変化に対応した開発投資を積極的に行い、競争力の一層の強化、経営の効率化に引き続き取り組むことにより、企業グループの総合力を高め、株主の皆様へ利益還元を図ることが基本と考えております。

従いまして、企業体質の強化を図るとともに、安定配当を確保すべくグループをあげて努力してまいります。

また、株主還元策の一環としての自己株式取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすること等を目的として、その必要性、財務状況、株価動向等を総合的に判断いたしまして適切に対応してまいります。

平成21年3月期の利益配当金につきましては、当初予想どおりの1株当たり中間配当金5円、期末配当金5円の合計10円といたしました。

また、平成22年3月期利益配当金につきましては、市況の回復が極めて不透明であることより、現時点では未定といたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 320,000,000株
- ② 発行済株式の総数 68,019,379株
- ③ 株主数 13,944名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主
該当はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 役員が保有している新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）

発行決議の日		平成17年6月24日	平成18年6月23日
新株予約権の数		144個	66個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 144,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)	普通株式 66,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)
新株予約権の発行価額		無償	608円
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成17年7月1日から 平成37年6月30日まで	平成18年7月21日から 平成38年7月20日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 3名 保有数 68個 目的である株式の数 68,000株	保有者数 2名 保有数 34個 目的である株式の数 34,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株
	監査役	保有者数 4名 保有数 32個 目的である株式の数 32,000株	保有者数 4名 保有数 20個 目的である株式の数 20,000株

発行決議の日		平成18年 6 月23日	平成19年 6 月22日
新株予約権の数		51個	88個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 51,000株 (新株予約権 1 個当たり 1,000株)	普通株式 88,000株 (新株予約権 1 個当たり 1,000株)
新株予約権の発行価額		無償	513円
新株予約権の行使時の払込金額		1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間		平成18年 7 月21日から 平成38年 7 月20日まで	平成19年 7 月10日から 平成39年 7 月 9 日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 2名 保有数 16個 目的である株式の数 16,000株	保有者数 2名 保有数 46個 目的である株式の数 46,000株
	社外取締役	保有者数 一名 保有数 一個 目的である株式の数 一株	保有者数 一名 保有数 一個 目的である株式の数 一株
	監査役	保有者数 一名 保有数 一個 目的である株式の数 一株	保有者数 4名 保有数 25個 目的である株式の数 25,000株
発行決議の日		平成19年 6 月22日	平成20年 6 月20日
新株予約権の数		77個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 77,000株 (新株予約権 1 個当たり 1,000株)	普通株式 100,000株 (新株予約権 1 個当たり 1,000株)
新株予約権の発行価額		無償	279円
新株予約権の行使時の払込金額		1 株当たり 1 円	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間		平成19年 7 月10日から 平成39年 7 月 9 日まで	平成20年 7 月 8 日から 平成40年 7 月 7 日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 3名 保有数 30個 目的である株式の数 30,000株	保有者数 5名 保有数 59個 目的である株式の数 59,000株
	社外取締役	保有者数 一名 保有数 一個 目的である株式の数 一株	保有者数 1名 保有数 4個 目的である株式の数 4,000株
	監査役	保有者数 一名 保有数 一個 目的である株式の数 一株	保有者数 4名 保有数 24個 目的である株式の数 24,000株

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成20年6月20日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
350個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
350,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 422,000円（1株当たり 422円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
発行価額 480円
資本組入額 240円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成22年7月8日から平成25年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
当社の取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	315個	315,000株	76名
子会社の取締役	35	35,000	4

(注) 平成21年3月13日取締役会決議により消却しております。

平成20年6月20日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
51個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
51,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,000円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
発行価額 280円
資本組入額 140円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年7月8日から平成40年7月7日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	51個	51,000株	18名

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

氏 名	担当または他の法人等の代表状況
西嶋 尚生	代表取締役（社長執行役員）
菊池 克治	代表取締役（専務執行役員）
森内 信行	取締役（専務執行役員）
新嶋 敏治	取締役（常務執行役員）
寺井 宏	取締役（執行役員）
中川 威雄	取締役 ファインテック(株) 代表取締役社長
大宮 郁士	常勤監査役
梅岡 匡爾	監査役
渡邊 光一郎	監査役
藤森 一雄	監査役 (株)東京精密 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 中川威雄氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 梅岡匡爾氏、渡邊光一郎氏および藤森一雄氏は、社外監査役であります。
 3. 当該事業年度に係る会社役員 の 重要な兼職状況
 社外役員に関する事項に記載しております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

取締役 成沢忠氏は平成21年3月31日辞任いたしました。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取（うち社外取締役）	8名 (1)	136 百万円 (5)
監（うち社外監査役）	4 (3)	44 (22)
合（うち社外役員）計	12 (4)	180 (27)

- (注) 1. 上記には、平成20年6月20日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬等の額は、第103期定時株主総会において金銭報酬額として年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また第104期定時株主総会において、この報酬等の額とは別に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額60百万円以内と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬等の額は、第103期定時株主総会において金銭報酬額として年額60百万円以内、また第104期定時株主総会において、この報酬等の額とは別に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額20百万円以内と決議いただいております。

5. 報酬等の総額には、以下のものも含まれております。

・ストックオプションによる報酬額

取締役 8名 25百万円 (うち社外取締役 1名 1百万円)

監査役 4名 8百万円 (うち社外監査役 3名 4百万円)

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況 (他の会社の業務執行者である場合) 及び当社と当該他の会社との関係

- ・取締役 中川威雄氏は、ファインテック株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・監査役 梅岡匡爾氏は、株式会社森精機製作所の常勤監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社森精機製作所との間に製品販売等の取引関係があります。
- ・監査役 渡邊光一郎氏は、第一生命保険相互会社の取締役専務執行役員を兼務しております。なお、当社は第一生命保険相互会社との間に企業年金保険等の保険契約があります。
- ・監査役 藤森一雄氏は、株式会社東京精密の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は株式会社東京精密との間に製品販売等の取引関係があります。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

取締役 中川威雄氏は、ファナック株式会社の社外監査役、日本ピラー工業株式会社の社外取締役を兼務しております。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (12回開催)		監査役会 (5回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 中川威雄	9回	90.0%	—	—
監査役 梅岡匡爾	9	75.0	4回	80.0%
監査役 渡邊光一郎	12	100.0	5	100.0
監査役 藤森一雄	11	91.7	5	100.0

(注) 取締役 中川威雄氏は、平成20年6月20日開催の第105期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の役員と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役 中川威雄氏、監査役 梅岡匡爾氏、渡邊光一郎氏、藤森一雄氏とも、経営の適正性や効率性など経営管理の観点から、必要に応じ意見やアドバイスを述べております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 津上精密机床(浙江)有限公司は、会計監査人以外の公認会計士が計算関係書類の監査をしております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「財務報告に係る内部統制構築アドバイザー業務」を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査の効率および費用等を総合的に勘案し、会計監査人の再任もしくは不再任の決定を行います。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

契約はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業価値の持続的な拡大のため、業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制（内部統制システム）を構築しております。

当社は、取締役会において内部統制システムの基本方針を以下のように決定しております。

①取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため「ツガミグループ行動規範」を制定しコンプライアンス方針を定める。

ロ. 取締役および使用人が法令、定款その他社内規則および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として「内部通報制度」を構築する。

ハ. 社長直轄部署として監査室を設置し、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書管理規程および情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存および管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理に係る委員会を設置しリスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行なうとともに、万一リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策ができるように規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して重要事項の決定を行なう。また、毎月定期的に経営会議を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行ない経営の効率化をすすめることとする。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. コンプライアンスについては、「ツガミグループ行動規範」を子会社にも同様に適用する。

ロ. 毎月1回の経営会議に子会社の代表者も出席し、当社および子会社間での内部統制に関する協議を進めるとともに、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保する。

ハ. 内部監査部門（監査室）は、子会社が業務の執行において法令・社内規則およびコンプライアンスを遵守していることの確認を行なう。

- ⑥監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査役から請求ある場合は、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。この場合取締役からの独立性を確保するために、補助者の人事に関しては監査役会と十分協議の上決定するものとする。監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

- ⑦取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は次の事項を監査役に報告するものとする。

- イ. 会社に著しい影響を及ぼす重要な事実を発見したときは、その事実に関する事項
- ロ. 法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはその恐れがある場合には、その事実に関する事項
- ハ. 内部監査部門（監査室）内部監査の結果
- ニ. 内部通報制度の運用および通報の内容

- ⑧その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行なう。
- ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行なうとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ハ. 監査役は、内部監査部門（監査室）とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。

- ⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制報告制度を整備する。
- ロ. 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行なう。
- ハ. 本制度の運用におけるモニタリング、評価、改善支援は内部監査部門（監査室）を責任部署として実施する。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,486	流 動 負 債	3,855
現金及び預金	3,238	支払手形及び買掛金	2,129
受取手形及び売掛金	4,677	短期借入金	500
たな卸資産	8,180	1年内償還予定の 社 債	300
繰延税金資産	122	未払法人税等	46
そ の 他	367	製品保証引当金	75
貸倒引当金	△100	賞与引当金	142
固 定 資 産	9,184	そ の 他	661
有形固定資産	6,633	固 定 負 債	2,129
建物及び構築物	3,919	社 債	1,200
機械装置及び運搬具	1,886	退職給付引当金	823
土 地	591	役員退職慰労引当金	8
そ の 他	235	そ の 他	96
無形固定資産	43	負 債 合 計	5,984
投資その他の資産	2,508	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	1,840	株 主 資 本	20,019
関係会社出資金	218	資 本 金	10,599
繰延税金資産	335	資 本 剰 余 金	4,138
そ の 他	114	利 益 剰 余 金	5,373
繰 延 資 産	32	自 己 株 式	△92
社債発行費	32	評価・換算差額等	△487
資 産 合 計	25,703	その他有価証券評価差額金	△508
		為替換算調整勘定	20
		新株予約権	187
		純 資 産 合 計	19,718
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,703

連結損益計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	22,687
売上原価	18,068
売上総利益	4,618
販売費及び一般管理費	3,808
営業利益	810
営業外収益	149
受取利息	1
受取配当金	37
貸料収入	11
受取保険金	26
その他	73
営業外費用	332
支払利息	31
有形売却損	106
その他	194
経常利益	626
特別利益	106
固定資産売却益	1
新株予約権戻入益	105
特別損失	1,488
固定資産除却損	8
減損損失	99
たな卸資産除却損	31
たな卸資産評価損	24
投資有価証券評価損	1,163
その他	160
税金等調整前当期純損失（△）	△754
法人税、住民税及び事業税	60
法人税等調整額	58
当期純損失（△）	△873

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日高	10,599	4,138	6,936	△50	21,623	40	26	66	226	21,916
連結会計年度中の変動額										
剰余金の配当			△679		△679					△679
当期純損失(△)			△873		△873					△873
自己株式の取得				△84	△84					△84
自己株式の処分			△9	42	32					32
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						△548	△5	△554	△39	△593
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	△1,562	△41	△1,604	△548	△5	△554	△39	△2,197
平成21年3月31日高	10,599	4,138	5,373	△92	20,019	△508	20	△487	187	19,718

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 ㈱ツガミマシナリー
㈱ツガミプレジジョン
㈱ツガミ総合サービス
津上精密机床（浙江）有限公司

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ツガミ（タイ）
TSUGAMI GmbH
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数 0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 ツガミ（タイ）
TSUGAMI GmbH
㈱ファスナー工販
REM SALES LLC
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

前連結会計年度において連結子会社でありました㈱ツガミシマモトは、平成21年1月1日付で㈱ツガミへ吸収合併しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の内、津上精密机床（浙江）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に際しましては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ50百万円減少、税金等調整前当期純損失は74百万円増加しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～38年

機械装置及び運搬具 9年

（追加情報）

当社及び国内連結子会社の機械装置につきましては、従来、耐用年数を10年としておりましたが、当連結会計年度より9年に変更しております。

これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ40百万円減少、税金等調整前当期純損失は40百万円増加しております。

- ロ. 無形固定資産
 (リース資産を除く)
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ③ 重要な繰延資産の減価償却の方法
- 社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 当社及び連結子会社の役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
 なお、当連結会計年度末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。
- ニ. 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ホ. 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社については、役員の退職により支給する役員退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給限度額を計上しております。

へ. 製品保証引当金

当社は、製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づく見込額を計上しております。

(追加情報)

従来、販売後の無償保証期間に生じる補修費については、補修作業等の発生時の費用として計上していましたが、当連結会計年度より、売上高に対する過去の実績率等に基づいて製品保証引当金を計上する方法を採用しております。

これは、近年における技術の高度化及び品質レベルの向上による補修サービスの重要性を背景として、当該補修サービスに係る費用の重要性が増してきたとともに、補修費データが整備・蓄積されてきたことから、期間損益の適正化を図ることを目的として行われたものであります。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ10百万円増加、税金等調整前当期純損失は75百万円増加しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) 会計方針の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を摘要し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる損益へ与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益へ与える影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- | | |
|--------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,454百万円 |
| (3) 受取手形割引高 | 812百万円 |
| 輸出受取手形割引高 | 3,069百万円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	68,019千株	一千株	一千株	68,019千株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	130千株	433千株	111千株	453千株

(注) 自己株式の数の増加433千株は、単元未満株式の買取りによる増加14千株、当社取得による増加419千株であります。

自己株式の減少111千株は、ストックオプションの行使による減少であります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成20年5月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 339百万円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月3日

ロ. 平成20年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 339百万円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成20年9月30日
- ・効力発生日 平成20年11月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

イ. 平成21年5月14日開催の取締役会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 337百万円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月2日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年6月24日株主総会決議分	平成18年6月23日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	144,000株	51,000株
新株予約権の残高	144個	51個
	平成18年6月23日株主総会決議分	平成19年6月22日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	66,000株	77,000株
新株予約権の残高	66個	77個
	平成19年6月22日株主総会決議分	平成20年6月20日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	88,000株	51,000株
新株予約権の残高	88個	51個
	平成20年6月20日株主総会決議分	
目的となる株式の種類	普通株式	
目的となる株式の数	100,000株	
新株予約権の残高	100個	

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 289円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △12円88銭 |

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,061	流 動 負 債	4,035
現金及び預金	2,714	支払手形	1,700
受取手形	226	買掛金	675
売掛金	5,312	短期借入金	500
製品・商品	1,022	1年内償還予定の 社 債	300
仕掛品	4,605	未払金	237
原材料・貯蔵品	1,780	未払費用	169
繰延税金資産	116	未払法人税等	34
未収入金	286	製品保証引当金	75
立替金	19	賞与引当金	123
その他	82	その他	218
貸倒引当金	△104	固 定 負 債	2,112
固 定 資 産	9,331	社 債	1,200
有 形 固 定 資 産	5,977	退職給付引当金	815
建築物	3,377	その他	96
構築物	154		
機械装置	1,642	負 債 合 計	6,147
車両運搬具	5	(純 資 産 の 部)	
工具・器具備品	179	株 主 資 本	19,599
土地	591	資 本 金	10,599
リース資産	26	資 本 剰 余 金	4,138
建設仮勘定	1	資 本 準 備 金	4,138
無 形 固 定 資 産	26	利 益 剰 余 金	4,954
投 資 其 他 の 資 産	3,327	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,954
投資有価証券	1,823	繰越利益剰余金	4,954
関係会社株式	136	自 己 株 式	△92
関係会社出資金	926	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△508
繰延税金資産	335	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△508
その他	105	新 株 予 約 権	187
繰 延 資 産	32	純 資 産 合 計	19,277
社債発行費	32		
資 産 合 計	25,425	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,425

損 益 計 算 書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	22,043
売 上 原 価	18,241
売 上 総 利 益	3,802
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,284
営 業 業 外 収 入	517
営 業 外 収 益	511
受 取 利 息	1
受 取 配 当 金	317
貸 出 料 収 入	83
受 取 保 険 金	26
そ の 他	83
営 業 外 費 用	404
支 払 利 息	27
貸 与 資 産 費 用	77
売 上 割 引	5
手 形 売 却 損	106
そ の 他	186
経 常 利 益	625
特 別 利 益	373
固 定 資 産 売 却 益	4
新 株 予 約 権 戻 入 益	105
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	263
特 別 損 失	1,486
固 定 資 産 除 却 損	7
減 損 損 失	99
た な 卸 資 産 除 却 損	31
た な 卸 資 産 評 価 損	24
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,163
そ の 他	160
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△487
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	20
法 人 税 等 調 整 額	33
当 期 純 損 失 (△)	△540

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金						
平成20年3月31日高	10,599	4,138	4,138	6,183	△50	20,871	40	226	21,137	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				△679		△679			△679	
当期純損失(△)				△540		△540			△540	
自己株式の取得					△84	△84			△84	
自己株式の処分				△9	42	32			32	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							△548	△39	△587	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,229	△41	△1,271	△548	△39	△1,859	
平成21年3月31日高	10,599	4,138	4,138	4,954	△92	19,599	△508	187	19,277	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ50百万円減少、税引前当期純損失は74百万円増加しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～38年
機械装置	9年
工具・器具備品	5年

(追加情報)

機械装置につきましては、従来、耐用年数を10年としておりましたが、当事業年度より9年に変更しております。

これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ40百万円減少、税引前当期純損失は40百万円増加しております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

(4) 繰延資産

社債発行費

社債の償還までの期間に渡り定額法により償却しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

なお、当事業年度末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（2,086百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤ 製品保証引当金

製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づく見込額を計上しております。

(追加情報)

従来、販売後の無償保証期間に生じる補修費については、補修作業等の発生時の費用として計上しておりましたが、当事業年度より、売上高に対する過去の実績率等に基づいて製品保証引当金を計上する方法を採用しております。

これは、近年における技術の高度化及び品質レベルの向上による補修サービスの重要性を背景として、当該補修サービスに係る費用の重要性が増してきたとともに、補修費データが整備・蓄積されてきたことから、期間損益の適正化を図ることを目的として行われたものであります。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ10百万円増加、税引前当期純損失は75百万円増加しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益へ与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,273百万円
- (3) 受取手形割引高 812百万円
輸出受取手形割引高 3,069百万円
- (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 1,628百万円
- ② 短期金銭債務 287百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 4,107百万円
- ② 仕入高 3,065百万円
- ③ 営業取引以外の取引高 367百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	130千株	433千株	111千株	453千株

(注) 自己株式の数の増加433千株は単元未満株式の買取りによる増加14千株、当社取得による増加419千株であります。

自己株式の減少111千株は、ストックオプションの行使による減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	87百万円
賞与引当金	50
退職給付引当金	331
製品保証引当金	30
投資有価証券評価損	89
関係会社株式評価損	9
たな卸資産評価損	40
減損損失	48
未払事業税	5
株式報酬費用	61
繰越欠損金	682
その他	50
繰延税金資産小計	1,489
評価性引当額	△1,038
繰延税金資産合計	451

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

当期については、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	44百万円	34百万円	10百万円
その他	26	18	7
合計	70	53	17

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	10百万円
1年超	7百万円
合計	17百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連会社との関係	取引の内容	取引の金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	津上精密机床(浙江)有限公司	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任 当社製品の製造・販売	製品の販売 増資の引受	806 259	売掛金 —	1,167 —
関連会社	REM SALES LLC	(所有) 直接 29.5%	当社製品・部品の販売	製品・部品の販売	2,360	売掛金	50

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売、同社商品の仕入等は、市場価格を参考に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 282円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △ 7円98銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

株式会社ツガミ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 堀 之 北 重 久 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 田 中 量 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツガミの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 堀 之 北 重 久 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 中 量 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツガミの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。子会社については、取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年5月13日

株式会社ツガミ 監査役会
常勤監査役 大宮郁士 ㊟
監査役 梅岡匡爾 ㊟
監査役 渡邊光一郎 ㊟
監査役 藤森一雄 ㊟

(注) 監査役梅岡匡爾、同渡邊光一郎および同藤森一雄は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上
以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株券の発行）</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>（単元株式数および単元未満株券の不発行）</u>	（削 除） （単元株式数）
第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。 <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	第7条 当社の単元株式数は1,000株とする。 （削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号にかかげる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(発行する株券の種類)</p> <p><u>第10条</u> 当社が発行する株券の種類は取締役会で定める。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号にかかげる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第41条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第11条～第39条 (現行どおり) 附 則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条ないし本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況含む)	所 有 する 当社の株式数
1	西 嶋 尚 生 (昭和22年12月14日生)	昭和45年5月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 平成11年2月 (株)東京精密営業副本部長 平成11年5月 当社営業開発部長、津上工販 (株)常務取締役 平成12年6月 当社取締役統轄本部営業開発 部長 平成15年4月 当社代表取締役社長 平成18年4月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)	10千株
2	菊 池 克 治 (昭和23年4月17日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役長岡工場自動機グ ループ グループ リーダー 平成13年6月 当社常務取締役長岡工場自動 旋盤グループ グループ リーダー 平成14年4月 当社常務取締役長岡工場技術 本部長 平成16年4月 当社取締役専務執行役員営業 本部長 平成18年4月 当社代表取締役専務執行役員 (現任)	35千株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況含む)	所 有 する 当社の株式数
3	森 内 信 行 (昭和23年1月22日生)	昭和45年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 平成9年4月 (株)東京精密入社 平成16年6月 ACCRETECH USA, INC副社長 平成18年4月 当社常務執行役員営業本部海 外部門担当 平成20年4月 当社専務執行役員海外営業本 部部長 平成20年6月 当社取締役専務執行役員 (現 任)	0株
4	新 嶋 敏 治 (昭和29年11月14日生)	昭和54年11月 当社入社 平成15年10月 当社技術本部自動旋盤ク`ル プ`ク`ルプ`リーター 平成17年4月 当社上席執行役員技術本部副 本部長 平成18年4月 当社常務執行役員技術本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員技術 本部長兼生産本部副本部長兼 長岡工場長 平成21年4月 当社取締役専務執行役員長岡 工場長(現任)	14千株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況含む)	所有する 当社の株式数
5	本間利雄 (昭和27年8月2日生)	昭和50年4月 (株)北越銀行入行 平成14年4月 同行長岡新産支店長 平成18年4月 同行直江津支店長 平成20年4月 当社常務執行役員管理部長 (現任)	0株
6	中川威雄 (昭和13年10月12日生)	平成11年5月 東京大学名誉教授(現任) 平成12年10月 ファインテック(株)代表取締役 社長(現任) 平成19年6月 ファナック(株)監査役(現任) 平成20年6月 当社取締役(現任)	20千株
7	鱒見満裕 (昭和17年7月29日生)	昭和40年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友 銀行)入行 平成5年6月 (株)さくら銀行(現(株)三井住 友銀行)取締役 平成8年6月 同行常務取締役 平成11年6月 同行専務執行役員 平成12年6月 さくら抵当証券(株)社長 平成13年6月 (株)三井ファイナンス(現 SMBCファイナンス(株))社長 平成14年3月 SMBC抵当証券(株)社長 平成15年6月 三機工業(株)取締役(現任) 平成19年4月 (株)トーホー監査役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中川威雄氏および鱒見満裕氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 中川威雄氏を社外取締役として選任をお願いしますのは、製造業全般に深い見識と経験を有し、当社の経営に大所高所からアドバイスをいただけるものと判断したためであります。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
4. 鱒見満裕氏を社外取締役として選任をお願いしますのは、高い見識と豊富な実務経験で培われた実力を活かして、当社の経営に大所高所からアドバイスをいただけるものと判断したためであります。
5. 鱒見満裕氏が三機工業(株)の社外取締役として在任中の平成18年2月、防衛施設庁発注工事に関する官製談合事件で、同社営業部長が競売入札妨害罪違反で東京簡易裁判所より罰金の略式命令を受けました。このため、同社は国土交通省関東地方整備局より30日間の関東地方整備局内の管工事に係る公共工事等に関して営業停止命令を受けました。
- 同氏は、当該事実の発生防止のため日頃から法令で定められた取締役としての職務を適正にしてきており、発生後においては取締役会等においては再発防止策が十分機能しているかを確認する等、適正に職務を遂行しております。

6. 鱒見満裕氏が(株)トーホーの社外監査役に在任中の平成19年12月、馬肉商品の表示について、また平成20年12月には炭火焙煎リキッドコーヒーの表示について、同社は公正取引委員会から「不当景品類および不当表示防止法」第6条第1項の規定に基づく排除命令を受けました。
同氏は、日頃から取締役会および監査役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。また、発生後においては再発防止に向け、さらなる内部管理体制強化に向けた意見具申を行うとともに、再発防止策が十分機能しているかを確認する等その職責を果たしております。
7. 中川威雄氏および鱒見満裕氏の取締役選任が承認されました場合、当社は、現在中川威雄氏と責任限定契約を締結しておりますが、引き続き責任限定契約を締結する予定であります。また、鱒見満裕氏との間で、新たに責任限定契約を締結する予定であります。
当該責任限定契約につきましては、当社定款において「当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定めております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 藤森一雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況含む)	所有する 当社の株式数
太田邦正 (昭和24年2月16日生)	昭和46年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成8年4月 同行神戸支店長 平成11年6月 東邦レーヨン(株)取締役経理本部長 平成14年6月 (株)東京精密取締役 平成15年4月 同社業務会社執行役員社長(現任) 平成16年6月 同社代表取締役 平成16年10月 同社代表取締役C. F. O. (現任)	3千株

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 太田邦正氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 太田邦正氏を監査役として選任をお願いしますのは、高い見識と豊富な実務経験で培われた実力を活かし監査機能を発揮していただけるものと判断したためであります。
4. 太田邦正氏の監査役選任が承認されました場合、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。

当該責任限定契約につきましては、当社定款において「当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定めております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

常勤監査役に事故ある場合等に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役選任の効力は、その就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消しすることができるものと致したいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況含む)	所有する 当社の株式数
幕田輝明 (昭和31年11月9日生)	昭和54年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成13年5月 同行香港支店副支店長 平成16年4月 同行平塚法人営業部長 平成19年5月 当社管理本部付上席部長 平成21年4月 当社執行役員管理部部長兼海外業務部長(現任)	0株

(注) 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 会計監査人選任の件

現在の会計監査人であるあずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、経理・決算業務を長岡工場内の管理部で行っており、監査効率および監査費用を勘案し、長岡に事業所がある新日本有限責任監査法人を会計監査人として新たに選任することについてお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補の概要は、次のとおりであります。

名 称	新日本有限責任監査法人	
事務所	(国内) 主たる事務所の所在場所 その他の事務所	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 札幌、仙台、長岡、千葉、静岡、名古屋、 京都、大阪、神戸、福岡など32ヶ所
	(海外)	ニューヨークなど31ヶ所
沿 革	平成12年4月 平成13年7月 平成20年7月	太田昭和監査法人（昭和60年10月設立）とセンチュリー監査法人（昭和61年1月設立）が合併し、名称を監査法人太田昭和センチュリーとする。 名称を新日本監査法人とする。 名称を新日本有限責任監査法人とする。
概 要	資本金 構成人員 公認会計士 公認会計士合格者等 その他職員 合 計 関与会社数	7 2 1 百万円 2, 5 3 3 名 2, 1 6 1 名 1, 6 2 5 名 6, 3 1 9 名 4, 4 6 2 社

(平成21年4月28日現在)

第6号議案 当社取締役および監査役に対する株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容改定の件

当社取締役および監査役に対して、株式報酬型ストックオプション報酬等の額、および株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容につきましては、第104期定時株主総会におきまして、当社取締役および監査役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額（割り当てる新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額）を、取締役については年額60百万円以内、監査役については年額20百万円以内、新株予約権の総数につきましては、取締役については76個、監査役については25個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の総数の上限とすることをご承認いただき現在に至っております。

近時の株式価格状況に鑑み、新株予約権の総数につきましては、取締役については300個、監査役については100個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の総数の上限とする旨の改定をご承認いただきたく存じます。

なお、当該取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名、監査役は4名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名、監査役は4名となります。

1. 当社取締役および監査役に対して、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる報酬等の額（割り当てる新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額）を、第104期定時株主総会におきましてご承認いただいたのと同様、取締役については年額60百万円以内、監査役については年額20百万円以内とさせていただきます。
2. 当社取締役および監査役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

①新株予約権の総数

取締役については300個、監査役については100個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の総数の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類および数

取締役については当社普通株式300,000株を、監査役については100,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、以下に定める対象株式数の調整が行われた場合には同様の調整を行う。

各新株予約権の目的である株式数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、対象株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

③新株予約権の行使に際して出資される金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

④新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記④の期間内において、原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。

ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会で定める。

第7号議案 当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、特に有利な条件により株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、平成17年より、当社の株価や業績との連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で発行しております。本年も引き続き、当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当社は、既に役付執行役員等の報酬制度を見直し、従来の退職慰労金制度を廃止しております。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
下記(3)に定める内容の新株予約権111個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式111,000株を上限とし、下記(3)①により対象株式数(以下に定義する。)が調整された場合は、調整後対象株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、上記③の期間内において、原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

ii その他の新株予約権行使の条件については、取締役会において定めるものとする。

第8号議案 当社取締役、監査役、使用人および当社子会社の取締役に対して、特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、使用人および当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社取締役および監査役に対する新株予約権の特に有利な条件による発行は、取締役および監査役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割り当てる新株予約権の算定方法もあわせてご承認をお願いするものであります。

なお、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は、第104期定時株主総会におきまして、当社取締役については年額60百万円以内、監査役については年額20百万円以内とする旨ご承認いただいておりますが、これらの当社取締役および監査役の報酬等とは別枠として、下記2.記載の内容の新株予約権の報酬等の額の算定方法およびその内容につきご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は6名、監査役は4名であります。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名、監査役は4名となります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社取締役、監査役、使用人および当社子会社の取締役に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

- (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
下記(3)に定める内容の新株予約権800個(うち、当社取締役については160個、当社監査役については24個)を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式800,000株(うち、当社取締役については160,000株、当社監査役については24,000株)を上限とし、下記(3)①により対象株式数(以下に定義する。)が調整された場合は、調整後対象株式数に上記新株予約権の上限数(当社取締役および当社監査役については、それぞれ上記上限数)を乗じた数を上限とする。

- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前日の終値（当日に終値がない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求でき

る新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日から平成26年6月30日まで

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会決議およびこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.